

資料編

- ◆ 周南市まちづくり総合計画 =序 論=
- ◆ 周南市まちづくり総合計画 =基本構想=
- ◆ 策定の経過
- ◆ 策定体制
- ◆ 周南市まちづくり総合計画審議会規則
- ◆ 周南市まちづくり総合計画審議会委員名簿
- ◆ 周南市まちづくり総合計画 後期基本計画
(素案)の諮問
- ◆ 周南市まちづくり総合計画 後期基本計画
(素案)の答申

周南市まちづくり総合計画 =序 論=

第1章 計画策定の趣旨及び性格

策定の趣旨

景気の低迷等の影響による国の財政の悪化、高度情報化の進展、地球環境問題の顕在化、そして地方分権の進展など大きく変動し、新たな変革の時代を迎えています。

こうした中、平成15年(2003年)4月21日、徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町の2市2町は、全国的な市町村合併の流れの中で、県内最初の合併を実現し、人口規模においては山口県第3位、市域の広さでは県第1位の面積を有する新市「周南市」が誕生しました。

もちろん、合併はまちづくりを進めていく上での一つの手段であって、合併そのものが目的ではありません。

合併により充実された行財政基盤やスケールメリットを最大限に生かして、どのようなまちづくりを進めていくかが重要です。

新しく誕生した「周南市」の市民一人ひとりが、「住んでよかった」、「住み続けたい」と真に実感できるまちを創造していくためには、ますます高度化・多様化する市民ニーズに対応しながら、時代に即応した新たな仕組みを構築し、中長期的な視野に立った計画的かつ安定的な行政運営を推進するとともに、市民本位の施策、事業の展開を図る必要があります。

そのため、今後のまちづくりの指針となる本市最初の「まちづくり総合計画」を策定し、目指すべき都市像を全ての市民の共通認識として、市民一人ひとりが同じ視線に立ってまちづくりに取り組むことにより、周南市民にとって緊要な課題である、新しいまち「周南市」の確立を目指すものです。

性格

この計画は、周南市の今後のまちづくりの指針となるもので、本市が目指す将来像やこの将来像を実現するためのまちづくりの目標、施策の大綱などを掲げる、本市におけるまちづくりの最上位計画です。

そして、今後さまざまな分野、施策において計画等を作成する場合の基本となるものです。

また、平成14年(2002年)に徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会が策定した新市建設計画を包含するものです。

第2章 計画の名称、目標年度及び構成

計画の名称

『ひと・輝きプラン 周南』

私たちは、まちが元気で活力に満ちているためには、市民一人ひとりが輝いていることが何よりも大切であると考えます。市民が主体的に周南市のまちづくりに参画し、市民と行政が力をあわせて、生き生きとした周南市づくりを実現できるように、この計画の名称を「ひと・輝きプラン 周南」とします。

目標年度

この計画の目標年度は、平成26年度(2014年度)とします。

構成

この計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」により構成します。

(1)基本構想

市民と行政がともに進めていくまちづくりの基本理念、方向性を示すものです。周南市が目指す将来の都市像、まちづくりの目標、施策の大綱等を掲げています。

〈計画期間〉 10年

平成17年度(2005年度)～平成26年度(2014年度)

(2)基本計画

基本構想で定めたまちづくりの目標等を実現するための施策展開の指針となるもので、分野ごとに方向性や主要施策等を示します。

社会経済情勢の変化等に的確に対応するため、基本構想の計画期間を前期と後期に分けて策定します。

〈計画期間〉 5年

前期 平成17年度(2005年度)～平成21年度(2009年度)

後期 平成22年度(2010年度)～平成26年度(2014年度)

なお、前期基本計画期間の終了までに、施策の評価を行い、後期基本計画に反映します。

(3)実施計画

基本計画に従って、具体的な施策、事業及び財政計画を示すものです。

進捗状況を踏まえて毎年度見直しを行います。

〈計画期間〉 3年

周南市まちづくり総合計画 =基本構想=

第1章 計画策定の背景

1. 時代の潮流と周南市の現状

超高齢少子社会の到来、高度情報化と国際化の進展、経済の変容など、我が国を取り巻く時代の潮流は大きく変動しています。周南市のまちづくりは、こうした時代の潮流を踏まえながら進めていくことが重要です。

(1)超高齢少子社会の到来

我が国の総人口は、平成12年(2000年)の国勢調査によると、約1億2,693万人で、65歳以上の人口の占める割合は17.3%であり、平成7年(1995年)と比較すると、2.8%高齢化が進みました。このまま推移すれば平成27年(2015年)には26.0%、平成62年(2050年)には35.7%と上昇し、3人に1人が65歳以上という超高齢社会になります。

一方、子どもの出生数は、昭和48年(1973年)を最高に減りつづけ、平成15年(2003年)の出生率は1.29%に低下し、少子化が高齢化率の上昇にさらに拍車をかける結果となっています。

こうした超高齢少子社会の到来により、社会全体の活力の低下や、年金、福祉、医療などの社会保障制度の維持が困難となることが懸念されています。加えて、農山村や中山間地における集落を崩壊させるおそれがあり、ごく少数となった集落に対する行政サービスの供給がますます大きな問題となることも懸念されます。

本市の高齢化率も、このままで推移すれば、平成12年(2000年)の19.6%から平成27年(2015年)には30.4%へと全国平均を超えて推移することが予想されます。

(2)高度情報化の進展

インターネットに代表される情報通信技術(IT)の進歩によって、経済活動や国民生活などのあらゆる分野で飛躍的に情報化が進み、大きな変革をもたらしています。

経済面では、新たな価値を創造する産業を創出し、我が国経済の活性化に寄与することが期待されています。また、ITを活用して小規模オフィスや自宅等で仕事を行うこと(SOHO)も一般的となりつつあり、こうした形態による若者や女性の起業が活発化しています。

生活面では、インターネットや携帯電話等の普及によって、誰もが必要な情報を、必要なときに容易に入手できるようになり、ライフスタイルに大きな影響を与えています。このITによる活発な情報交流によって、日常生活はより豊かで便利なものとなり、さらには障害者・高齢者等の社会参加が促進されるなど、安心して生活できる社会の実現が可能となりつつあります。

一方で、ITを利用する技術や機会を持つ人と持たない人との情報格差への対応が求められています。

本市においても、民間事業者による情報ネットワーク整備に加え、平成13年度(2001年度)から光ファイバー網を活用した山口県独自の「やまぐち情報スーパーネットワーク」の運用も開始されており、さらに、テレビ視聴における格差は正とともに高速通信回線網としても活用できるCATVを市内全域に整備するよう努めています。

(3)国際化の進展

さまざまな分野で、人、物、情報の国際的な動きが活発化しており、海外から我が国を訪れる外国人の数は、平成15年(2003年)で年間573万人にも及びます。特に、アジア諸国からの観光客や留学生、就業者の数が増え、地方においても多くの外国人との交流が図られています。

一方、観光をはじめ、仕事や留学、開発途上国への技術協力、NGO等のボランティア活動などで、年間1,330万人の日本人が出国しており、人々の活動もますますポードレス化しています。

また、製造業、サービス業において外国人労働者の雇用が進む一方で、外国人の増加に伴う社会問題も発生してきています。

こうした中、世界は地球温暖化などの環境問題をはじめ、地域紛争や後天性免疫不全症候群(HIV)、重症急性呼吸器症候群(SARS)など、地球規模で取り組まなければならない問題を多く抱えています。

経済大国である日本は、国際社会の一員としての責務を果たすことが求められており、今後は国際貢献や国際協力への取り組みが一層重要となっています。

そのためには、国際社会に関心を持つこと、そして外国及びその国の人々との相互理解が不可欠です。

本市においても、オーストラリアやブラジル、オランダの都市との姉妹都市提携や中高生等の海外派遣事業、また市民団体による青少年の派遣・受け入れなどの交流が盛んに行われています。

(4)経済の変容

1990年代以降の日本経済の低成長における構造問題として、資産価格の下落と供給力の過剰、新興工業開発国の台頭、統制型経済の行き詰まり等が指摘され、現在は構造調整の過程にあると言われています。

こうした中、経済のグローバル化に伴い、製造業の海外移転による国内産業の空洞化が発生する一方で、外資系企業の国内進出、豊かになったアジア諸国への輸出といった新たな市場開拓の動きが現れています。

一方、国内においては、知識や情報、サービスに対する需要がますます高くなる傾向にあり、輸送用機械などの輸出関連財やIT関連財等に特化した地域と、その他の地域との地域差が大きくなっています。このことは、雇用面にも表れており、製造業、建設業等の雇用が減少傾向にある一方、サービス業の雇用が拡大しています。

このような経済情勢に対応するため、円滑な産業間の労働移動を支援することが重要となっており、また、企業においては、生産の効率化や高付加価値化に加え、顧客満足の考え方や品質・安全・環境重視の徹底を図ることが社会的責務となっています。さらに、環境や福祉関連分野等における新産業の育成、

起業家の育成が求められています。

その際、地域においては、地域特有の産業構成や人的資本の蓄積等を踏まえ、全国一律の政策によるのではなく、構造改革特区などの地域独自の発想が求められるようになっていきます。

本市においても、電力の相互融通を柱とする「環境対応型コンビナート特区」の認定や、徳山下松港が静脈物流の拠点施設として、リサイクルポートの指定を受けたことなどから、新たな産業の創出が期待されています。

(5)ライフスタイルの多様化

我が国における世帯規模は、縮小傾向にあり、高齢者と子どもとの同居率が年々減少する一方、単独世帯が急増しています。

また、家庭内においては、女性の社会進出に合わせて、家事等の分担の考えにも変化がみられ、若い世代ほど女性が仕事を持つことに対する理解が進み、男性にも家庭を重視する意識が見られるようになっていきます。

地域社会と個人との関係では、伝統的な地域社会の関係に対する閉塞感が高まるとともに、都市型の生活スタイルの広がりにより、個人と地域の関わりは希薄化しています。

一方で、個人の社会貢献に対する意識は高く、自由時間の増加を背景に、個人の自発的参加によって生まれた地域の枠を超えた新しいタイプの社会貢献活動(ボランティア活動)は広がりを見せています。

本市においても、約300の市民活動団体やボランティア活動を行う市民により、福祉、教育、文化、環境、まちづくりなど、さまざまな分野で自主的・主体的な活動が展開されています。

(6)環境への意識の高まり

地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨、海洋汚染、熱帯雨林の伐採、砂漠化など、環境問題は地球規模で取り組まなければならない大きな課題となっています。

こうした中、自分たちが住む地域の環境は自分たちで守るという人々の環境に対する意識が高まっており、身近な環境問題について取り組みを行うグループや団体の活動も活発となっています。

また、家庭ではごみの分別収集が図られるとともに、事業者においては資源のリサイクルや環境関連分野への事業展開といった新たな取り組みが活発化しているほか、事業者や行政による環境管理ISO認証取得の動きも多く見受けられるなど、さまざまな形で循環型社会の構築に向けた取り組みが展開されています。

本市においても、平成16年(2004年)に市民、事業者、行政の役割と責務を明確にした「環境基本条例」を制定するとともに、環境管理ISOの認証取得など、環境自治体を目指したシステムづくりを進めています。

(7)市民参画意識の高まり

「地域のことは、地域で考え、行動し、決定する」、「住民に身近なことは住民が参画し、その責任において決める」という意識の高まりにより、平成12年(2000年)に、これまでの国と地方の関係を見直すことを目的とした地方分権一括法が施行され、地方分権の時代が本格的にスタートしました。

こうした中、国では、「国庫補助負担金の改革」「税源移譲を含む税源配分の見直し」「地方交付税の見直し」を内容とする「三位一体の改革」が進められており、今後はそれぞれの自治体が豊かな地域社会の創造を目指して、住民本位の施策を住民参画のもとに、地域の実情に応じて展開していくことが一層求められています。

一方、三位一体改革等の一連の施策により、地方に権限や財源が移譲されつつある中で、地方における一層の行財政改革の推進が求められています。

そのためには、地方分権の時代にふさわしい新たなシステムの確立が必要となっており、行財政基盤の充実等を図るために、市町村合併へ向けた取り組みが全国的に展開されています。

本市においても、まちづくりの課題について市民と行政が一体となって意見を交わす中で解決策を模索するCAAの実施や、審議会委員等の一般公募、まちづくり懇談会の実施等により、参画の機会の提供に努めています。

2. 市民の意識

市民のまちづくりに対する意識や考えなどを広く把握するため、平成15年(2003年) 8月から9月にかけて実施した「まちづくり市民アンケート」の結果と、7月に広報を通じて行った「まちづくりについての市民提言」の主な内容は、次のとおりです。

なお、市民アンケートは無作為に抽出した18歳以上の6,500人を対象として行い、回収率は40.2%で、2,615件の回答がありました。

また、市民提言については、343件の意見が寄せられました。

(1)住みやすさ

住みやすさについては、市全体では「住み良い」(29.9%)、「どちらかといえば住み良い」(54.1%)となっています。

地域別に見ると、徳山地域が「住み良い」(30.8%)、「どちらかといえば住み良い」(54.0%)、新南陽地域が「住み良い」(33.6%)、「どちらかといえば住み良い」(52.9%)、熊毛地域が「住み良い」(17.5%)、「どちらかといえば住み良い」(58.7%)、鹿野地域が「住み良い」(30.3%)、「どちらかといえば住み良い」(51.3%)となっています。

(2)周南市の特性・特徴、魅力

本市の特性・特徴、魅力としては、市全体では「自然災害の少なさ」(57.0%)、「海や山などの自然の豊かさ」(40.0%)となっています。

地域別に見ると、徳山地域が「自然災害の少なさ」(58.3%)、「交通基盤の充実」(39.9%)、新南陽地域が「自然災害の少なさ」(56.0%)、「海や山などの自然の豊かさ」(43.2%)、熊毛地域が「自然災害の少なさ」(55.6%)、「海や山などの自然の豊かさ」(55.2%)、鹿野地域が「海や山などの自然の豊かさ」(63.2%)、「自然災害の少なさ」(48.7%)となっています。

(3)今後のまちづくりのイメージ

本市の今後のまちづくりのイメージの選択肢は、「安心・安全」、「活気・にぎわい」、「活力・元気」、「ゆとり・豊かさ」、「思いやり・やさしさ」、「改革・変革」、「快適・うるおい」、「交流・ふれあい」、「美しさ・景観」、「落ち着き・静けさ」、「参画・協働」でした。

このうち、市全体で多いのは「安心・安全」(49.6%)、「活気・にぎわい」(46.8%)、「活力・元気」(37.6%)となっています。

地域別に見ると、徳山地域が「活気・にぎわい」(53.7%)、「安心・安全」(48.3%)、「活力・元気」(38.4%)、新南陽地域が「安心・安全」(52.0%)、「活気・にぎわい」(39.2%)、「活力・元気」(35.2%)、熊毛地域が「安心・安全」(55.2%)、「活力・元気」(38.5%)、「思いやり・やさしさ」(36.7%)、鹿野地域が「安心・安全」(44.7%)、「思いやり・やさしさ」(38.2%)、「活力・元気」及び「ゆとり・豊かさ」(ともに36.8%)となっています。

(4)今後のまちづくりにおいて重点的に取り組むべき事業、施策

今後のまちづくりにおいて重点的に取り組むべき事業、施策については、53項目を選択肢としました。そのうち、市全体で多いのは「都心の拠点性の向上(港を含めた徳山駅周辺の中心市街地の活性化)」(63.7%)、「若者の定住対策」(46.3%)、「企業誘致(雇用の場の創出・就業の場の確保)」(39.3%)となっています。

地域別に見ると、徳山地域が「都心の拠点性の向上」(73.5%)、「若者の定住対策」(45.7%)、「企業誘致」(40.6%)、新南陽地域が「都心の拠点性の向上」(52.9%)、「若者の定住対策」(48.2%)、「企業誘致」(38.1%)となっています。また、熊毛地域が「若者の定住対策」(46.5%)、「バスなどの公共交通機関の充実」(46.2%)のほか「上下水道の整備」(39.9%)への要望が多くなっており、鹿野地域が「若者の定住対策」(52.6%)、「地域特性を生かした拠点施設整備(地域コアプラザの建設)」(46.1%)、「企業誘致」(42.1%)となっています。

(5)まとめ

市民の意識は、住みやすさにおいては、概ね満足していると考えられます。

本市の特徴としては、全体では自然災害の少なさや海、山などの自然の豊かさをあげる意見が多く、徳山地域においては交通基盤の充実、新南陽地域では工業の集積もあげられています。

今後のまちづくりのイメージとしては、安心・安全が最も多く、次いで活気・にぎわいとなっており、犯罪のない、そして災害に強いまちづくりや中心市街地の活性化を意識したものであると思われます。

今後のまちづくりにおいて重点的に取り組むべき事業、施策としては、都心の拠点性の向上(港を含めた徳山駅周辺の中心市街地の活性化)、若者の定住対策、企業誘致(雇用の場の創出・就業の場の確保)をあげる意見が多く、ここでも中心市街地の活性化が大きな課題となっています。また、若者の定住対策が大きな課題として認識されており、そのためには、働く場所の確保が重要であると思われます。

地域別に見ると、熊毛地域ではバスなどの公共交通機関の充実、上下水道の整備、鹿野地域では地域特性を生かした拠点施設整備が上位にランクされています。

また、市民提言においては、高齢者福祉をはじめとする福祉施策の一層の充実や、子どもを取り巻く時代背景などを反映して、子どもの健全育成、子育てなどに関する意見も多く寄せられました。

3. 周南市の課題

時代の潮流や本市を取り巻く社会経済の諸情勢、市民アンケートの結果、まちづくりについての市民提言等を踏まえ、主な課題を次のように整理します。

(1)拠点性の向上(都市のグレードアップ)

徳山駅を中心とする中心市街地は、山陽新幹線をはじめとする鉄道やバスの広域交通の要衝であることなどから、市の玄関口、顔として期待されています。

こうしたことから、合併先進市である本市の都市のグレードアップを図り、全国に向けて情報を発信していくため、中心市街地の活性化による拠点性の向上が重要な課題となっています。

(2)超高齢少子社会への対応

本市の高齢化は急速に進展しており、山口県の平均(23.5%)は下回るものの、高齢化率は21.0%(平成14年10月1日現在)で、全国平均の18.5%を上回っています。特に、山間部や島しょ部においては、県の平均を大きく上回ることもあり、超高齢社会に対応していくことが重要な課題となっています。

そのためには、財政負担を含め、行政単体では解決できない問題であることから、市民、NPOと一体となって、地域で高齢者を支える体制を築くことが重要です。

一方、出生率は年々低下する傾向にあり、山口県では1.46となっており、本市でも、徳山地域1.48、新南陽地域1.65、熊毛地域1.24、鹿野地域1.41(平成10年~平成14年の平均値)と低い値を示しています。

子どもの減少は、地域の活力の低下につながるばかりでなく、社会全体の保障システムへの影響も懸念されることから、超高齢社会への対応とともに、少子化問題に取り組んでいくことが必要です。

(3)安全で災害に強いまちづくりの推進

市民アンケートにおいて、今後のまちづくりのイメージとして、「安心・安全」が最も高い値を示しています。

全国的に犯罪が多発、多様化しており、犯罪防止に対する一人ひとりの意識を高めていく必要があります。特に、青少年の犯罪が増加しており、地域や関係団体と連携するなど地域ぐるみの取り組みが求められています。

また、交通安全については、交通事故に占める高齢者の割合が高い状況にあり、関係機関と連携して交通安全意識の高揚を図るとともに、すべての市民が安心して通行できる交通環境づくりが必要です。

一方、地震や台風などの自然災害は比較的少ない状況にありますが、活断層帯の存在や、市街地を中心に建築物が高層化していることなどから、災害を想定した定期的な防災訓練などによる常日頃からの防災

意識の啓発や、消防、救急等の施設・資機材の充実及び避難地等の整備、さらに広域的防災体制の確立とともに、「自分たちの命は自分たちで守る」という基本認識のもと、各地域における自主的な防災組織の整備が求められています。

(4)若者定住対策の推進(定住者の増加方策の推進)

本市は、依然、人口が減少しており、特に若者の流出によるまちの活力の低下が懸念されています。

若者が活躍することができる就業の場の確保が大きな課題であり、市民提言等においても、多くの意見が寄せられています。

このため、産業振興や企業誘致等に努め、雇用の創出を図ることが重要です。

また、若者だけでなく、定住者の増大を図るために、快適な居住空間の創出や、子どもや高齢者、障害者等にやさしいまちづくりなど、「住んでよかった」、「住み続けたい」と思える魅力的なまちづくりが求められています。

(5)高度情報化への対応

パソコン等の情報通信機器が急速に普及し、市民生活に欠かせないものとなっており、今後も情報化が進展することが予想されます。

このため、市民生活の利便性をさらに高めるための情報通信基盤の整備や環境づくりが求められています。

また、行政分野においても、より質の高いサービスの提供や市民参画の一層の推進を図るため、各種申請手続きの電子化や行政内部における情報化、あるいはインターネット等を利用しての行政情報の発信や市民からの意見の受信など、高度情報化に対応した電子自治体の構築が課題となっています。

一方、個人情報の保護問題、また、情報通信機器等を利用している市民と利用していない市民の間に情報格差を生まない対策も求められています。

さらに、インターネット等を通じて本市を全国に発信していくことが必要です。

(6)産業の振興(既存産業の振興と新規産業の育成及び企業誘致の推進)

これまで本市の産業は、石油化学コンビナートを中心とする基礎素材型産業により大きく発展してきましたが、さらに飛躍していくためには、この既存産業の振興が不可欠です。

また、山口県随一の規模を誇ってきた徳山駅周辺の商店街においては、モータリゼーションの進展に伴う郊外型大型店舗の進出等の影響により、空き店舗が増加しており、商業の再生、振興が緊急の課題となっています。

このため、地域の特性を生かした新たな産業の創出や都市型産業の育成、ベンチャー企業に対する支援等に取り組んできましたが、活力ある産業構造の構築を図る上からも、さらに施策の充実を図っていくことが求められています。

あわせて、企業誘致への積極的な取り組みにより、地域産業の活性化と雇用の創出を図っていくことが重要です。

(7)循環型社会の構築と自然環境の保全

本市は豊かな自然に恵まれており、この環境を次の世代に受け継いでいかなければなりません。

そのためには、自然環境の保全と地球環境にやさしいまちづくりの一層の推進を図っていくことが必要です。

大量生産や大量消費、大量廃棄の社会経済活動を見直し、市民、事業者、行政などの全ての主体が、環境問題を自らのこととしてとらえ、地球環境に負荷の少ない循環型社会の構築に向けて、取り組んでいくことが求められています。

第2章 基本理念

1. 将来の都市像

まちが活気に満ち、元気で魅力にあふれているためには、何よりもそこに住むすべての市民一人ひとりが元気で、輝いていることが大切です。

そのため、本市では、子どもたちの笑う声が響き、若者が生き生きと学び、遊び、働き、そして、高齢者が安心して暮らすことのできる「市民(私たち)本位の地域社会」を創造し、子どもから高齢者まで、一人ひとりがさまざまなライフステージで輝きを放ち、内外に向けて、“元気”を発信できる都市の創造を実現します。

そして、“心豊かに”、“快適に”、“安心して”暮らし、“生き生きと”、“ともに”活躍できる「周南市」を目指して、市民主役のまちづくりを進めていきます。

こうしたことから、本市の将来の都市像を

私たちが輝く元気発信都市 周南

とし、その実現を目指します。

2. 想定人口

本市の人口は、平成15年4月現在、15万8,179人で、昭和60年をピークに減少傾向にあり、平成7年及び平成12年の国勢調査を基に平成15年12月に行われた推計によると、平成26年度には、14万3,975人になるとされています。

長期的な人口の減少傾向は、全国的なものであり、その中で、周南市のみが直ちに人口の増加に転ずるという予測は立て難いといえます。

しかしながら、新規就職、就学に伴う転出が転入を上回っている実態を考慮すれば、合併によってもたらされる効果、本計画の実施によるまちの発展により、人口の減少傾向に歯止めがかかり、将来的には増加傾向に転じることも想定されます。

他方、本市の昼間人口は、平成12年10月現在、16万人を超えており、常住人口に対する昼間人口の比率は、104.2%となっています。このことは、周南市が山口県東部の中核としての役割を果たしていることを意味しており、さらに、今後、合併により県内最大の市域を有する都市となった周南市の役割は、一層増していくものと考えられます。

以上を勘案し、平成26年度の本市の人口については、常住人口は現在より若干増加する16万人程度、昼間人口は17万人程度(常住人口に対する昼間人口の比率は106%程度)と想定します。

また、年齢別の人口構成をみると、平成12年現在、65歳以上の人口が19.6%となっており、全国平均の17.3%を上回っています。また、生産年齢(15～64歳)人口の転出超過が続いており、それに伴い15歳未満の人口も転出超過が続いています。

今後、周南市の産業の活性化により、生産年齢人口の転出超過に歯止めがかかったとしても、平成26年度には全国の65歳人口が25%になると想定されており、周南市の年齢別人口構成もそれと大差ないものと考えられます。

3. 土地利用方針

(1)基本方針

土地利用については、周南市の区域を都心地区、都市地区、郊外地区、産業地区、中山間部及び島しょ部地区に大別し、それぞれの地区の特性を生かした有効利用を図り、総合的、計画的なまちづくりを進めるとともに、旧2市2町の行政・商業業務等の中心である地区を地域核として位置づけ、整備とネットワーク化を図っていきます。

(2)各地区における具体的な土地利用

①都心地区

都心地区は、広域交流の拠点としての海陸交通の基盤整備、高次都市機能や中枢管理機能等の集積を図り、魅力ある商業や都市型産業が展開する周南市のシンボルとなる都市の顔づくりを推進します。

②都市地区

都市地区は、地域に密着した商業はもとより、保健・福祉・医療、教育機能や総合的な行政サービス機能の強化を図り、商業業務と生活関連業務の充実した都市的サービスの享受できる地区として整備を推進します。

③郊外地区

郊外地区は、地域コミュニティ機能、近隣商業機能、地域医療福祉機能の強化を図り、より快適な暮らしを実現できる地区としての整備を推進します。

④産業地区

産業地区は、道路や港湾などの生産基盤の整備を推進するとともに、既存産業の高度化や新分野への進出を支援し、産業活動の活性化を図ります。

⑤中山間部及び島しょ部地区

中山間部地区は、水資源のかん養などの公益的機能をもつ森林の整備促進など、水源地域としての自然の保護保全の推進や農林業の生産基盤整備と住環境整備を推進するとともに、都市部等との交流を図ります。

島しょ部地区は、漁港などの生産基盤や住環境の整備を推進するとともに、観光施設等の整備を進め都市部等との交流を図ります。

4. まちづくりの基本理念

周南市は、次の3つを基本理念として、まちづくりを進めます。

◆市民の視点に立ったまちづくりの推進

市民の一人ひとりが「住んでよかった」、「住み続けたい」と思える、愛着と誇りの感じられる周南市の創造を図っていくために、市民の視点に立ったまちづくりを進めていきます。

◆市民と行政の協働によるまちづくりの推進

まちが元気であるためには、そこに住む市民一人ひとりが輝き、主役となれるまちづくりを進めていくことが必要です。

このため、まちづくりへの市民参画を一層推進し、市民とのパートナーシップに基づいて、市民本位の施策、事業の展開を図っていくとともに、こうした取り組みを通じて、市民が責任を持ち、市民が主役であると実感できる協働のまちづくりを進めていきます。

◆各地域の特性を生かしつつ新たな発展を促すまちづくりの推進

愛着と誇りの持てる周南市の創造のため、合併した旧2市2町の住民の一人ひとりが周南市民であると自然に思える、より一体感が感じられるまちづくりを進めていきます。

一方、内外に誇れる活力ある周南市の建設を図っていくためには、これまで各地域において培われてきた伝統や文化、あるいは、育まれてきた産業、豊かな自然など、それぞれの特性を継承、活用しながら、相互連携により新たな発展を促していくことが大切です。

このためには、団体自治とともに、住民自治をさらに推進していく必要があります。

第3章 まちづくりの目標と施策の大綱

将来の都市像「私たちが輝く元気発信都市 周南」の創造に向け、5つの目標を掲げてまちづくりを進めていきます。

目標1. 心豊かに暮らせるまちづくり

私たちが元気で輝いているためには、ものの豊かさばかりでなく、日々心豊かに暮らせることが大切です。特に、感動、夢、自信といった心の豊かさは、私たちが元気で輝いているための源です。

このため、将来を担う子どもたちが、人間性豊かに成長できる環境づくりを推進するとともに、私たち一人ひとりが自分のライフスタイルにあわせて、学び、楽しみ、そして文化や芸術にふれることのできる潤いのあるまちづくりを進めます。

(1)地域連携による青少年の健全育成

青少年は社会の大切な宝であり、青少年が生き生きと成長していく姿は、私たちに夢を与えると同時に、将来のまちづくりへの意欲を高めます。また、青少年は、これからの本市を担っていく貴重な人材でもあります。

このため、家庭、学校、地域、行政が連携して市全体で青少年の健全育成に取り組んでいくこととし、その指針となる「青少年健全育成プラン」を策定するとともに、制度や組織の枠を越えて、関係者間のコミュニケーションの促進を図ります。特に、地域での取り組みが大切であることから、地域において指導的な役割を果たす人材の確保、養成を図り、その活動を支援していきます。

さらに、青少年が社会活動や地域活動等を通じて、その個性を発揮しつつ、さまざまな事柄を体験し、学習することができる環境の整備に努めます。

(2)学校教育の充実

学校教育は人間形成に重要な役割を担っており、生命を尊重する心、社会性、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心等の豊かな人間性の育成を目指し、「心の教育」や「生きる力の教育」が推進されています。

今後も、児童生徒一人ひとりの個性や能力に応じて、よりきめ細かな指導に努めるとともに、基礎学力の充実を図り、高度情報化や国際化など、これからの時代に対応できる人材の育成に努めます。

また、自然環境や伝統文化を生かした「ふるさと学習」の推進を図り、子どもたちに郷土の良さを伝えることで郷土を愛するたくましい「周南っ子」を育てていきます。

さらに、多様性と柔軟性に富む学校とするために、学校運営の改善に努めるとともに、学校間及び学校と地域との連携を図ります。

(3)生涯学習の推進

生涯にわたって学ぶことは、私たちの活躍の場を広げると同時に、好奇心を満たし、達成感を得るなど、より豊かで充実した人生を送るために欠かせない要素です。

このため、専門性の高い内容や職業能力に資する内容をも含んだ、さまざまな学習ニーズに対応するため、地域の高等教育機関等と連携し、生涯学習センターや公民館、市民交流センター等で開講される講座や学級の充実を図るとともに、各種学習情報の提供に努めます。

また、市民の自主的な講座や教室の開催を支援するなど、学習機会の拡充を図ります。

(4)文化・芸術活動の促進

優れた文化・芸術に接することや自らが文化・芸術活動に参加することは、ゆとりある人生や豊かな暮らしを送っていく上で欠かせないものとなっています。また、個性豊かな地域文化にふれることは、私た

ちが周南市民としての誇りと一体感をもって活躍することにつながります。

このため、より多くの市民がさまざまな芸能や音楽、優れた美術品等を鑑賞できる機会の拡充や文化・芸術活動の成果を発表する場の提供に努めるとともに、拠点となる施設の充実を図ります。

さらに、各地区に残されている有形無形の歴史的資料や伝統ある文化、芸能、祭りなどを後世に受け継いでいくため、地区における保存会等の自主的な取り組み、活動等を支援するとともに後継者の育成に努めます。

(5)スポーツ・レクリエーションの振興

スポーツやレクリエーションは健康で生き生きとした生活を送る上で、また、青少年にとっては心や身体の発達を図る上で、重要な役割を果たしています。

このため、スポーツ施設等の整備、充実を図るとともに、スポーツやレクリエーションの普及、振興を目的として設立された団体等の取り組み、活動を支援し、誰もが、自分の生活にあわせて、気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる環境づくりに努めます。

さらに、普及、啓発を図るため、スポーツ教室の開催や指導員の育成、養成に取り組むとともに、全国大会やスポーツイベントなどの誘致に努め、より高いレベルの競技を観る機会等を提供していきます。

このほか、新たなスポーツ・レクリエーション振興策として、地域に密着した「総合型地域スポーツクラブ」の設立等について支援します。

(6)国際化への対応

経済、産業活動、教育、スポーツなど、さまざまな分野で国際化が急速に進展しており、生活の中においても国際社会に対する理解が求められる場面が多くなっています。また、積極的に諸外国の文化にふれることにより、私たちの生活をより豊かなものにすることもできるようになっています。

このため、姉妹都市との交流や市内在住の外国人との交流、市民団体による国際交流の支援、企業や経済団体による経済交流の促進など、さまざまな分野で国際交流を推進します。

また、青少年の海外派遣にも、積極的に取り組みます。

さらに、世界の中の周南市であるとの認識の下に、環境問題への取り組みなどに関する情報の積極的な発信、海外からの来訪者への情報の提供、受け入れ体制の充実など、国際化に対応したまちづくりを進めます。

公園については、市民の憩いの場として、また、コミュニティ活動の場として、あるいは災害時における避難場所としてなど、さまざまな役割を担っていることから、機能の充実、適正配置を図ります。また、公園に限らず、計画的な緑化を図り、快適な環境づくりを推進します。

上下水道については、給水区域の拡張や未整備区域の解消に努めるとともに、老朽化した施設の更新等を計画的に進めます。

(2)循環型社会の構築と自然環境の保全

豊かな自然はかけがえのない財産であり、快適な生活を送っていく上で、欠かすことのできないものです。また、この豊かな自然を子どもたちに残していくことは、我々の使命でもあります。

このため、市民、事業者、行政が連携して、ごみの減量化や分別収集等によるリサイクルの推進、省エネルギー対策、新エネルギーの導入などに取り組み、環境負荷の少ない循環型社会の実現を図るとともに、自然環境の保全に努めます。

一方、本市の一般廃棄物及び周南地域の産業廃棄物の最終処分場を確保し、将来の循環型社会の形成を図るために計画されている海面埋立事業を推進するとともに、増加が著しいごみ等の不法投棄の防止に努めます。

さらに、環境に対する正しい理解と意識の啓発が基本であることから、環境教育・学習の場の充実にも努めます。

環境問題は、世界中の国や都市が一緒になって取り組まなければならない大きな問題です。本市としても、この問題に積極的に取り組み、人と自然が共生する社会の実現を目指します。

(3)高度情報化への対応

飛躍的な情報処理技術や通信技術等の進歩によって、日常生活や産業活動はあらゆる面で大きく変貌を遂げ、誰もが、情報通信機器等を活用して、必要とする情報を必要なときに容易に入手できるとともに、さまざまなサービスを手軽に受けることが可能となりました。

こうした利点を広く享受できるように、CATVをはじめとする情報通信基盤の整備等に努め、地域の情報化を一層推進していくとともに、多様化する市民ニーズに応じて、質の高い行政サービスを迅速に提供していくため、行政のさまざまな分野において業務の電子化を図り、電子自治体「周南市」を目指します。

また、情報化施策の実施にあたっては、情報格差が生じないように配慮するとともに、個人情報保護の観点から、セキュリティ対策に十分留意し、取り組んでいきます。

目標2. 快適に暮らせるまちづくり

私たちが元気で輝いているためには、住み慣れた地域の中で、快適な生活を送れることが大切です。

このため、時代に合った豊かな暮らしの実現を目指し、都市基盤や情報基盤、生活環境基盤の整備に努めるとともに、快適な生活を子どもたちに受け継ぐことができるように、地球環境にやさしいまちづくりを進めます。

(1)都市基盤の整備・充実

地域の活性化や市域の一体的な振興を図るため、また、快適で潤いのある生活を確保するため、道路や公園、上下水道などの都市基盤の整備を計画的に進めていきます。

道路については、日常生活の利便性と安全性を高めるための交通基盤の整備に重点を置くとともに、他都市との連携や交流をより活発化させるため、広域的なネットワークの機能を果たす幹線道路の整備の促進に努めます。

港湾については、徳山下松港が新たにリサイクルポートの指定を受けたことに伴い、動脈物流とともに、静脈物流の拠点として大いに期待されていることから、海面埋立事業の推進など、さらに港湾機能の充実を図ります。また、市民や来訪者が気軽に集い、憩い、楽しめる潤いのある親水空間づくりに努めます。

公共交通機関は、日常生活の足や都市活動の基盤として、また、地域間の活発な交流を促進するために欠かせないものです。このため、効率的な交通体系の整備・充実を促進し、利用者の利便性や快適性の向上を図ります。

目標3. 安心して暮らせるまちづくり

私たちが元気で輝いているためには、市民がそれぞれの地域の中で、安心・安全な生活を営めることが大切です。

このため、人とのふれあいや関わり合いの中で、日々の生活を送ることのできるコミュニティ社会の構築に努めるとともに、今の生活や将来に不安を感じることなく、安心して過ごせるように、保健、福祉、医療の充実を図ります。

また、大切な生命や財産をさまざまな危険から守ることができるように、防犯・防災体制を整備し、安全で災害に強いまちづくりを進めます。

(1)福祉の充実

すべての市民が住み慣れた地域で、家族や友人に囲まれながら、明るく健康的な生活が送れるように、ノーマライゼーションの理念のもと、高齢者、障害者、児童それぞれの福祉の充実に取り組むとともに、保健や医療との相互の連携の強化により、効果的な施策の展開を図っていきます。

高齢者福祉においては、高齢者が長年慣れ親しんできた地域において家族とともに生活できるように、在宅福祉の一層の推進を図るとともに、必要な施設サービスの充実にも努めます。

また、高齢者が長年培ってきた知識や経験、技能など多様な能力を発揮し、いつまでも元気に活躍でき

る生涯現役社会を目指して、ボランティア活動や地域活動など社会参加のための環境づくりに取り組みます。

障害者福祉においては、自立と社会参加を促進するため、市民の理解と協力を得ながら、地域社会の中で、生き甲斐を持って安心して生活ができるように支援するとともに、さまざまなサービスの充実を図ります。

児童福祉については、次代を担う子どもたちを安心して育てることができるよう、社会全体での子育て支援体制を整えていくとともに、子育ての負担感を軽減するための諸施策の充実・強化に努め、私たちの共通の宝である子どもたちが心身ともにたくましく健全な成長を遂げていける環境づくりに努めます。

また、国民健康保険や介護保険、国民年金、福祉医療、生活保護などの社会保障制度を維持し、安定的な暮らしの確保に努めます。

このほか、市民相互の信頼と共助に基づいた地域福祉活動を推進していくため、ボランティア活動やNPO活動などの取り組みを支援していきます。

また、公共施設の整備改修等においては、誰もが安心して利用できるユニバーサルデザインの考えに基づいて推進します。

(2)コミュニティ基盤の整備・推進

「私たちが輝く元気発信都市」として大きく飛躍していくためには、これまでに養い、培ってきた特性を生かしつつ、各地域が自立的な発展を遂げていくことが重要です。

また、超高齢少子社会への対応や青少年の健全育成、災害に強いまちづくりの推進など、さまざまな問題や課題に対応し、明るい地域社会を形成していくためには、地域と行政が一体となって、まちづくりに取り組んでいくことが求められています。

この役割を担うと期待されているのが、各地区において、地域に根ざした取り組みを展開しているコミュニティ組織です。

このため、コミュニティ活動の一層の促進に向け、各コミュニティの自主的な取り組みを積極的に支援するとともに、活動の拠点として、コミュニティ集会所、公民館等の充実や公共の遊休施設の有効利用に努めます。

また、コミュニティ組織の基盤強化を図るため、各コミュニティの交流、ネットワーク化を推進します。

(3)健康づくりの推進と医療体制の充実

快適な暮らしを送っていく上で、健康は大変重要な要素であり、健康に対する関心はますます高まっています。

このため、「健康づくり計画」に基づき、地域、関係団体、職域、行政が連携して、市民の自主的、主体的な健康づくりを応援することで、健康増進を目的とした一次予防の推進を図ります。

一方、依然として、がんや心臓病及び糖尿病などの生活習慣病は、年々増加する傾向にあります。

このため、生活習慣の改善に向けて、啓発活動や指導、相談体制の充実、健康教室の開催等に努めるとともに、疾病の早期発見に向けて、健診などの二次予防の一層の促進を図ります。

さらに、こうした取り組みをより効果的なものとするために、市民病院の充実や他の医療機関等との連携を強化するとともに、高度な医療が受診できるように、地域医療の充実に努めます。

(4)安全で災害に強いまちづくりの推進

犯罪が多様化、凶悪化、低年齢化する傾向にあることから、市民生活の安全を確保するため、地域や関係機関・団体との連携を図り、暴力追放と犯罪防止活動を推進します。

また、交通安全の環境を整え、交通安全意識の浸透を図ります。

災害に対しては、「地域防災計画」などに基づいて、災害を防ぐまちづくりに努めるとともに、災害時に迅速な対応ができるように、地域や関係機関、関係団体との協力体制の構築や防災行動力の向上を図るなど、安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進していきます。また、地域における自主防災組織の育成、支援に努めるとともに、災害時に救助活動等で大きな力を発揮する、市民グループや災害ボランティア等の育成を図ります。

さらに、さまざまな機会を通じて、市民の防犯、防災に対する意識の高揚にも努めます。

目標4. 生き生きと活躍できるまちづくり

私たちが元気で輝いているためには、一人ひとりが生き生きと活躍できることが大切です。

このため、生き生きと誇りを持って活躍できるように、都市の活力の源である産業の振興や新たな企業の誘致等に努めるとともに、高次都市機能の集積等を図ることで、さまざまな都市的サービスを楽しめ、人々との交流が楽しめるまちづくりを進めます。

(1)中心市街地の活性化・高次都市機能の集積

本市の顔、玄関口として期待される徳山駅周辺を中心とする中心市街地は、モータリゼーションの進展やライフスタイルの変化、また、郊外型大型店の進出等により、空洞化が進んでおり、市域だけでなく周南地域全体への影響も懸念されています。

こうしたことから、都市のグレードアップを図るために、駅南やウォーターフロントを含めた徳山駅周辺の整備事業に取り組み、本市の顔にふさわしい高次都市機能の集積を図ることで、賑わいの場の創出や交流の促進に努めます。

また、その中核施設として山口県において周南地域に計画されている「新たな交流拠点施設」の誘致を推進します。

(2)産業の振興

①工業・中小企業

これまで、本市は優れた産業基盤等を背景に、石油化学コンビナートが立地し、石油や化学、鉄鋼などの基礎素材型産業を中心に、発展を遂げてきました。

今後、さらに大きく飛躍するためには、地域の原動力として発展を支えてきた工業の振興が不可欠です。

こうした中、石油化学コンビナートを中心とする一帯が構造改革特別区域法に基づく、「環境対応型コンビナート特区」の認定を平成15年(2003年)に受けました。また、これに続き、特定重要港湾である徳山下松港がリサイクルポートの指定を受けています。

このことは、石油化学コンビナートの持つ高い技術力や生産能力、環境関連産業創出に適した企業力が認められたものであり、これらを契機に一層、工業の振興や新規産業の育成に努めます。

また、地域発展の一翼を担う中小企業については、産・学・公の連携のもと、コーディネーター等による指導・相談業務体制や融資制度の充実、強化を図り、事業者が取り組む新しい技術や製品の開発、情報化などを支援します。

②農業

農業については、農産物の輸入自由化の拡大や農業従事者の高齢化、担い手の不足、加えて、冷夏に代表される異常気象等による農作物の不作など、取り巻く環境は大変厳しいものがあります。

このため、生産基盤の充実に努めるとともに、経営基盤の近代化や農産物の産地化、特産化の促進等による経営の安定化に取り組むほか、農村における生活環境の改善を図ります。

また、農産物の安定的な需要を確保するために、地域で収穫された農産物を地域で消費する地産地消の促進や食育の普及・啓発を図るとともに、消費者にとって安心して安全な農産物の供給に努めます。

さらに、担い手の確保や農地の荒廃防止とともに、農業に対する理解を深めるための都市と農村の交流事業等に取り組めます。

③林業

林業については、生産性を高めるとともに森林の持つ水源かん養や国土保全機能、地球温暖化の防止など、多面的機能の発揮に向けて間伐等の適切な保育施策の促進を図り、計画的な森林づくりに努めます。

また、林業経営の安定化に向け、経営規模の拡大につながる施策の受委託や担い手の育成に努めるほか、林道等の基盤整備を進めるとともに、地産地消を基本とした木材の需要拡大の推進を図ります。

④水産業

水産業については、漁業経営の安定化を進めるため、担い手の確保・育成に努めるほか、魚礁の設置、稚魚の放流等に努め、「獲る漁業」から「育てる漁業」への転換を図っていくとともに、“とくやまのふぐ”に代表される水産物のブランド化に努めていきます。

また、消費者や流通市場の需要に対応した水産物の供給等を図るため、公設水産物市場の整備、充実を進めます。

⑤商業

商業については、魅力ある商店街への再生に向けて、商工会議所をはじめ、各商店街や市民、事業者、行政が連携して、空き店舗対策や賑わいの創出のためのソフト事業の実施に努めます。

特に、徳山駅周辺の商店街については、駅周辺整備と一体となった施策の推進を図ります。

また、活性化に向けた商店街や店主の自主的、主体的な取り組みや活動を支援するほか、地域に密着した商業活動の振興にも努めます。

⑥新産業創出及び企業誘致

既存産業の維持・発展や新たな事業展開等が想定される環境関連産業の促進を図る中で、均衡のとれた産業構造への転換に向け、新産業の創出に努めるとともに、起業を目指す若者や女性などへの支援に努めます。

また、平成16年(2004年)に施行した「産業等活性化条例」による支援制度等に基づき、本市の優位性や潜在能力をさらに生かし、関係機関との連携を図りながら、企業誘致に積極的に取り組み、地域産業の活性化及び雇用の創出に努めます。

(3)観光の振興

本市には内外に誇れる多くの景勝地や行楽地、温泉などの観光地があり、また、四季を通じて地域の特性、特色、伝統を生かしたさまざまな祭りやイベント等が実施、開催されています。

これらの観光地や祭り、イベントは、内外に情報発信する上で、また、交流人口の増大につながるなど、地域に活力をもたらす重要な資源です。

このため、観光施設の整備、充実にも努めるとともに、観光客誘致のための宣伝強化を図ります。

また、ライフスタイルの変化等に伴って、「観る観光」から「体験する観光・体験できる観光」へ志向が移りつつあり、このようなニーズに応えるための施策の展開も図っていきます。

祭りやイベントについては、その継承に努める一方、全国に情報発信できる魅力あるものとしていきます。

また、協働の主体となるボランティア活動やNPO活動、あるいは、まちづくり活動や地域のコミュニティ活動などの自主的・主体的な取り組みを支援するとともに、市職員も積極的に参加するよう努めます。

(2)人権の尊重と男女共同参画社会の実現

子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが生き生きと主体的に活躍できる地域づくりを進めていくためには、すべての人が持つ普遍的権利である基本的人権が尊重される社会の実現が必要です。

このため、人権教育・人権啓発を推進し、相談、支援体制の充実を図るとともに、行政各分野の連携の下に、人権を尊重した施策、事業の展開に努めます。

また、平成16年(2004年)に施行した「男女共同参画推進条例」に沿って、家庭や職場など、さまざまな場所、分野で男女の共同参画が図れるように、男女平等意識の啓発・普及や条件整備、環境づくりに努め、男女がともに責任を担う社会の実現を図ります。

第4章 ひと・輝きプロジェクト

第3章に述べた「まちづくりの目標」を実現するためには、まちづくりを担う人材の発掘、育成が大切です。また、住むひとを育てることは、まちの果たすべき重要な機能でもあります。

つまり、ひとを育てることによりまちの機能が充実し、まちの機能が充実することによってひとが育っていくというように、「まちづくり」と「ひとづくり」は表裏一体であり、ひとづくりは、まちづくりの手段であると同時に目的の一つでもあります。

したがって、この10年間においては、ひとの育成を施策の重点におくこととし、以下の3点に係る施策を「ひと・輝きプロジェクト」として、強力に推進します。

そして、市民一人ひとりが自信と誇りの持てる「ひとづくり都市」を目指します。

1 個性を育む教育の場の実現

- 一人ひとりの個性にあった多様な教育が展開できるよう、初等教育から高等教育までを見通した周南市特有の教育を実現します。
- 地域の特色に根ざした個性を育むため、広く多様な市域を有する周南市らしい地域共育力を発揮していきます。
- 学ぶ者、教える者、受け入れる者相互の認識を深めるとともに意識の変革を図るため、地元産業界と教育現場の交流・連携を促進します。

2 主体的な自己啓発の場の形成

- それぞれの目的にあった自己啓発活動への参加やその創設を容易にするため、広い市域に点在する自己啓発の場の連携と交流を図ります。
- 自己啓発の目標や成果を確認することができるよう、市民参加型のコンテスト、国際シンポジウム、全国大会などの開催や誘致を行います。
- 自己啓発意欲を高めるとともに外部参加を促進し、自己啓発の場の活性化を図るため、周南市の良さを再発見し、外部への情報発信に努めます。

3 力を発揮する活躍の場の創出

- 培った能力をまちづくりに主体的に生かすことができるよう、市民と行政の協働によるまちづくりを進めます。
- 雇用を創出し活躍する場を拡大するため、新規事業の創出を支援するとともに、産学公連携により起業

目標5. ともに活躍できるまちづくり

私たちが元気で輝いているためには、一人ひとりがその望むところに従い、活躍の場が与えられ、その能力がまちづくりに生かされていくことが大切です。

このため、市民一人ひとりがお互いを尊重し、一緒になってさまざまな問題に取り組むことのできる社会の実現を目指すとともに、市民と行政が一体となってまちづくりを進める新たな仕組みを構築していきます。

(1)市民と行政のパートナーシップの構築

平成12年(2002年)に地方分権一括法が施行され、それぞれの地域が、主体的に、個性あるまちづくりに取り組んでいくことができるようになりました。周南市の個性は、その地勢や産業構造に加え、市民一人ひとりの活動によって作り上げられていくものです。

このため、市民と行政とのパートナーシップによる施策の展開を基本として、市民との協働によるまちづくりを積極的に推進し、一人ひとりが輝き、主役となる「私たちが輝く周南市」の実現を図ります。

情報公開を積極的に推進して情報の共有化を図り、施策の企画段階から市民がまちづくりに参画しやすい環境づくりに努めます。

家を育成します。

- 文化や価値観の相違を越えて、お互いを尊重しながら活躍できるよう、世代間交流や国際交流を促進します。
- 性別にかかわらず十分に能力が発揮できるように、男女共同参画のための環境整備を推進します。

注) 新市建設計画その他の既存の計画については、本章の視点から優先度を定めて実施していくものとし、また、今後、諸事情の変化により当該計画を見直す場合にも、本章の視点に留意するものとします。

第5章 行財政課題への対応(計画推進のために)

この計画に掲げる施策、事業を効果的に、確実に、そして早急に推進していくため、以下の事柄について積極的に取り組んでいくとともに、進行管理システムとして「行政評価制度」を導入します。

1. 行財政改革の推進

合併により充実された行財政基盤等のメリットがまちづくり全般に及び、施策、事業の効果的な展開に結びついていくためには、地方自治の基本原則である“最少の経費で最大の効果”が得られるように、市民と協働してさらに行財政運営の効率化やスリム化に努めていかなければなりません。

このため、「行政改革大綱」に基づいて、行財政改革を積極的に推進し、財政運営の健全化、行政体制の効率化、組織・人事の活性化等に努めます。

また、多様化する市民ニーズに迅速に対応していくため、行政評価制度やISO9001の認証取得等により、積極的に経営感覚の導入を行うとともに、職員の意識改革を図るなど、市役所の構造改革に取り組んでいきます。

行財政改革においては、期限を定め、目標値を設定し、市民に改革の達成情報を公表しつつ進めていきます。

2. 情報公開の推進

行政に対する市民の理解や信頼を深めて、開かれた行政を推進するためには情報の公開が不可欠です。

また、市民が必要とする情報がいつでも適切に得られるように、個人情報の保護に留意しつつ、情報の公開に一層取り組むとともに、積極的に情報を提供することにより、市民に対する行政の説明責任を果たすことが必要です。

このため、さらに情報公開制度を充実し、積極的な情報提供により、行政の諸活動の市民への公開、説明に努め、透明で開かれた行政運営を推進します。

3. 中核都市づくりの推進

三位一体の改革など、地方分権が一層本格化する時代の流れの中で、基礎的自治体である市町村が自立した自治組織として、地域の実情に沿って、多様化する市民ニーズに応えながら、きめ細かな行政サービスを提供していくためには、これまで以上の行財政基盤の充実を図る必要があることから、中核都市づくりを推進します。

また、周南地域が分権社会の中で、地域の独自性を確立し、都市間競争に生き残り、新たな活力ある社会を創造していくために、広域合併の推進に取り組み、中核都市の形成を図ります。

4. 新市建設計画の推進

平成14年(2002年)に徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会が策定した新市建設計画との整合性を

確保し、まちづくりを進めていきます。

また、新市建設計画において、新市の速やかな発展を誘導する中核事業として位置づけられている「21のリーディングプロジェクト」については、引き続き事業の推進を図るとともに、事業展開に向けて取り組みを進めていきます。

策定の経過

1. 審議会等の開催状況

◆ 総合計画策定委員会等

開催日	内容
平成20年(2008年) 12月24日	周南市まちづくり総合計画策定委員会(第1回)
平成21年(2009年) 4月下旬～5月上旬 6月15日	周南市まちづくり総合計画策定委員会幹事会(第1回) 周南市まちづくり総合計画策定委員会(第2回)
9月28日	周南市まちづくり総合計画策定委員会幹事会(第2回)
10月 9日	周南市まちづくり総合計画策定委員会(第3回)
12月16日	周南市まちづくり総合計画策定委員会(第4回)
平成22年(2010年) 2月 2日	周南市まちづくり総合計画策定委員会(第5回)

◆ 周南市まちづくり総合計画審議会

開催日	内容
平成21年(2009年) 3月23日 6月19日	周南市まちづくり総合計画審議会(第1回)(委員:36名) 周南市まちづくり総合計画審議会(第2回) ●後期基本計画(案)を諮問
7月 6日	第3部会(第1回) ※「都市基盤」「産業・観光」
7月 7日	第1部会(第1回) ※「教育・文化」「市民生活」
7月14日	第2部会(第1回) ※「福祉・保健・医療」「安心安全」「環境共生」
7月17日	第1部会(第2回)
7月28日	第1部会(第3回)、第2部会(第2回)、第3部会(第2回)
8月 3日	第3部会(第3回)
8月 5日	第2部会(第3回)
9月 1日	部会長会議
9月17日	周南市まちづくり総合計画審議会(第3回)
9月28日	周南市まちづくり総合計画審議会から周南市長へ答申書提出

◆ 周南市地域審議会

開催日	内容
平成21年(2009年) 6月22日	新南陽地区地域審議会
6月29日	徳山地区地域審議会
6月30日	鹿野地区地域審議会
7月 3日	熊毛地区地域審議会

◆ 市議会(全員協議会)

開催日	内容
平成21年(2009年) 12月25日	市議会(全員協議会)

2. その他の取り組み

◆ まちづくりに関する意見の募集

- 募集期間：平成20年(2008年) 8月 1日～ 8月31日
- 広報誌及びホームページにより提言を募集
- 応募人数：8人

◆ 「周南市市民アンケート調査」の実施

- 実施期間：平成20年(2008年) 9月17日～ 10月 6日 (最終回収 10月28日)
- 調査対象：平成20年(2008年) 9月 1日現在で18歳以上の市民6,500人
- 回収率等：47.1% (3,059人)

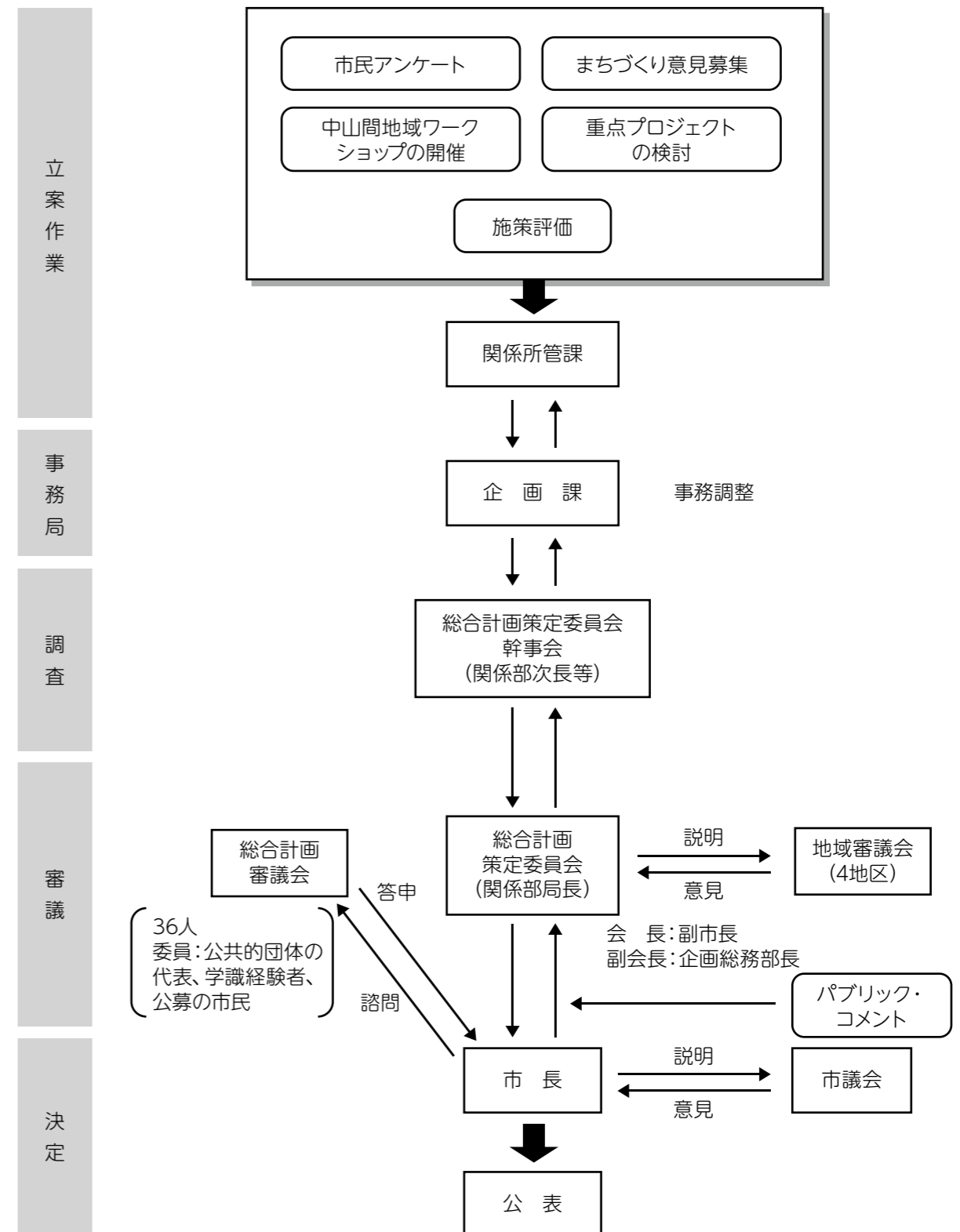
◆ 中山間地域ワークショップの開催

- 実施日等：平成20年(2008年) 11月13日、11月18日、11月19日、11月20日、11月22日
- 対象地区：須金・中須・八代、和田、鹿野、須々万・向道・長穂、三丘・高水、大津島
- 参加人数：138人

◆ 後期基本計画(案)に対する意見募集(パブリック・コメント)

- 募集期間：平成21年(2009年) 10月15日～ 11月16日
- 応募件数：51件 (5人)

策定体制



周南市まちづくり総合計画審議会規則

平成15年12月25日 規則第239号

(趣旨)

第1条 この規則は、周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例(平成15年周南市条例第247号)第2条の規定に基づき、周南市まちづくり総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員40人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体の代表
- (2) 事業者の代表
- (3) 公募による市民
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、諮問された事項に係る答申の終了までとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ、委員をもって組織する部会を置くことができる。

- 2 部会に関し必要な事項は、審議会において定める。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画担当課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

以下附則省略

周南市まちづくり総合計画審議会委員名簿

平成21年(2009年) 3月23日現在

選出区分	団体名等	氏 名	備 考
公共的団体の代表	周南市小学校PTA連合会	江 草 志 眞	第1部会
	周南市中学校PTA連合会	堀 家 ま き	第1部会
	周南市青少年育成市民会議	原 田 浩 樹	第1部会
	周南文化協会	向 谷 静 波	第1部会
	周南市体育協会	水 谷 潔	第1部会
	周南市社会福祉協議会	山 崎 治 人	第2部会
	周南市民生児童委員協議会	藤 本 絹 枝	第2部会
	周南市母子保健推進協議会	岸 本 洋 子	第2部会
	周南市食生活改善推進協議会	佐々木 哲 子	第2部会
	周南市連合婦人会	有 國 美恵子	副会長、第2部会
	周南市老人クラブ連合会	末 廣 勝	第2部会
	周南市コミュニティ推進連絡協議会	堀 本 明	第1部会
	(社)周南青年会議所	温 品 浩	第3部会
	周南市青年団	廣 澤 和 己	第1部会
	周南農業協同組合	藤 村 富 雄	第3部会
	周南森林組合	松 田 富 雄	第3部会
	山口県漁業協同組合 周南統括支店	福 田 隆 文	第3部会
	周南市観光協会	高 松 郁 夫	第3部会
	徳山商工会議所	重 永 つゆ子	第3部会
	学識経験者	新南陽商工会議所	原 田 常 代
徳山地区地域審議会		中 村 俊 孝	第2部会
新南陽地区地域審議会		吉谷川 亮	第2部会
熊毛地区地域審議会		丸 山 和 之	第3部会
公募の市民	鹿野地区地域審議会	一 原 英 樹	第1部会
	徳山大学 学長	杉 光 英 俊	会長、第2部会
	徳山大学 講師	和 田 崇	第2部会長
	徳山工業高等専門学校 准教授	古 田 健 一	第3部会長
	徳山工業高等専門学校 准教授	小 川 仁 志	第1部会長
		石 丸 和 広	第3部会
		尾 上 邦 義	第1部会
		木 原 陽一郎	第3部会
		桑 嶋 ゆり子	第1部会
		三分一 幸 治	第1部会
	棚 田 敬 治	第2部会	
	戸 倉 誠 士	第3部会	
	平 岡 勝 成	第2部会	

周南市まちづくり総合計画 後期基本計画(素案)の諮問

周 企 第112号
平成21年6月19日

周南市まちづくり総合計画審議会
会 長 杉 光 英 俊 様

周南市長 島 津 幸 男

「周南市まちづくり総合計画 後期基本計画(素案)」について(諮問)

『周南市まちづくり総合計画 後期基本計画(素案)』について、周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例(平成15年周南市条例第247号)第1条別表の規定により、貴審議会の意見を求めます。

添付書類 周南市まちづくり総合計画 後期基本計画(素案)

周南市まちづくり総合計画 後期基本計画(素案)の答申

平成21年9月28日

周南市長 島 津 幸 男 様

周南市まちづくり総合計画審議会
会 長 杉 光 英 俊

周南市まちづくり総合計画 後期基本計画(素案)について(答申)

平成21年6月19日付けで諮問のありました「周南市まちづくり総合計画 後期基本計画(素案)」について、別添のとおり取りまとめましたので報告いたします。

別添 「周南市まちづくり総合計画 後期基本計画(素案)」に対する答申書
参考 「審議における委員意見一覧」